平成２７年（フ）第３８号
大分県日田市大字日高2442番地１　市営桃山団地Ｂ号３
債務者　梶原真太郎
１　決定年月日時　平成27年11月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月20日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２７年（フ）第１６１７号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地５　360号棟101号室、従前の住所愛知県春日井市春見町66番地　春見ハイツＢ棟12号
債務者　中村　紀生
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６７９号
名古屋市守山区新守町43番地　新守マンション202号
債務者　堀口　純一
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６８０号
名古屋市守山区新守町43番地　新守マンション202号
債務者　堀口　**廣**美
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５４０号
熊本市東区上南部３丁目31番１―305号
債務者　藤木　裕子（旧姓高野）
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１４６４号
名古屋市中区金山５丁目21番12号
債務者　境田　清仁
１　決定年月日時　平成27年11月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４９９号
名古屋市緑区浦里１丁目83番地　鳴海西団地２棟305号
債務者　川渕田鶴子（旧姓大原）
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５１１号
名古屋市西区丸野２丁目159番地　サンピア丸野101号、従前の住所愛知県北名古屋市熊之庄堤下110番地
債務者　本間　英人
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１５９４号
名古屋市中川区外新町４丁目17番地　ＡＴＣコーポラス503号、従前の住所名古屋市中川区外新町３丁目５番地　21ｓｔセンチュリー203号
債務者　磯部　好作
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１４８７号
愛知県北名古屋市徳重与八払21番地　マンションＳＩ　302号
債務者　山田　高行
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５１号
熊本市東区広木町18番12号
債務者　池永眞希子
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２０７号
釧路市愛国東１丁目33番５号　東１丁目ハイツ102
債務者　名塚　幸生
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月18日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月20日午後４時
釧路地方裁判所

平成２７年（フ）第９６４４号
埼玉県八潮市緑町２丁目１―33―202
債務者　高橋　佳子
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６７９号
東京都港区愛宕２丁目８―10　小比木アパート
債務者　鈴木　恵子
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９０号
東京都墨田区江東橋１丁目５―11―603
債務者　石黒　伸子
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９６９７号
東京都中野区若宮１丁目21―10―203
債務者　小川　　博
１　決定年月日時　平成27年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年１月19日まで
５　免責審尋期日　平成28年１月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部